

子ども・子育て支援新制度に伴う保育料について

子ども・子育て支援新制度の対象となる特定教育・保育施設における平成27年度の保育料につきましては、保護者の所得に応じた応能負担とし、国が定める基準を上限として、市町村が地域の実際の状況に応じて定めることとされております。

1 国が示した保育料の考え方

- ① 施設利用者世帯の所得に応じた応能負担が基本
- ② 現行の利用者負担の水準を基に、国が定める基準を限度として市が定める。
- ③ 認定こども園においても、保育の必要性の認定区分に基づき、保育所、幼稚園と同様の設定とする。
- ④ 今回、国が示した基準は、保育所保育料については従来どおりの基準で、私立幼稚園保育料は新たに示された。

2 本市の保育料の考え方

(1) 保育所保育料（2・3号認定を受け、保育所・認定こども園に行く児童が対象）

以下の理由から、新制度においては現行と同一額と考えております。

- ① 保育所保育料は、現行も施設利用者世帯の所得に応じた応能負担となっている。
- ② 本市の保育所保育料の決定が12月になる。
- ③ 保育料の決定が入所受付後となること、また、平成27年4月に向けた利用者への周知期間が短期間である。

(2) 私立幼稚園保育料（1号認定を受け、私立幼稚園・認定こども園に行く児童が対象）

以下の理由から、新制度においては保育料を新たに設定するものといえますが、現行の私立幼稚園保育料の範囲内で応能負担にて設定し、低所得者については保育所保育料に基づき配慮することを考えております。

- ① 現行では私立幼稚園保育料は各園が決定し、施設利用者世帯の所得に応じた応能負担となっていないが、就園奨励費により補助している。
- ② 国基準の低所得者については、保育所保育料と比べて高い水準
- ③ 本市の私立幼稚園保育料の決定が12月になる。
- ④ 保育所の場合と同じく、保育料の決定が願書受付後となること、また、平成27年4月に向けた利用者への周知期間が短期間である。
- ⑤ 保育所保育料の考え方である現行と同一額とする考え方に基づく設定に合わせる。

(3) 公立幼稚園保育料（1号認定を受け、公立幼稚園に行く児童が対象）

平成27年度入園児については、現行と同一額と考えております。